

平成 30 年度科学研究費助成事業－科研費－

(国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化 (A))) の公募について

日本学術振興会より以下の事業の募集がありましたのでお知らせいたします。

<対象>

平成 30 年 4 月 1 日現在で「基盤研究 (海外学術調査を除く)」または「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者 (平成 30 年 4 月 1 日現在で 36 歳以上 45 歳以下の者 (昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 57 年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、博士の学位を取得後 5 年以上経過した者 (平成 25 年 4 月 1 日までに学位を取得した者) は 36 歳未満でも可)) が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であって、すでに採択されている「基盤研究 (海外学術調査を除く)」又は「若手研究」の研究計画を格段に進展させることが期待される研究計画

<応募総額>

1, 200 万円以下 (1, 200 万円の範囲内で「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員確保のための経費」の各経費を計上することが可能)

<研究費>

学術研究助成基金助成金として交付

<渡航期間>

6 か月以上とし、6 か月から 1 年を原則とするが、研究期間の範囲内であれば、1 年を超えて渡航する計画も可能。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能。

<研究期間>

渡航先や所属機関との調整・準備を終了し、平成 32 年 3 月 31 日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中までには渡航を開始することを条件として、交付申請後から経費を執行できる (交付内定以降、直ちに経費執行することができない)。また、交付申請した年度から起算して 3 年目の年度末まで経費を執行することが可能

<留意事項>

- (1) 平成 32 年 3 月 31 日までに渡航計画の決定及び交付申請を行うことが出来ない場合、交付申請は辞退すること。
- (2) 渡航先の外国機関の変更は、研究課題遂行の「目的」の変更にあたる可能性があるため、応募後に渡航先を理由なく変更不可。
- (3) 応募者は国や独立行政法人等が実施する国際共同研究や国際交流に係る事業により海外渡航や海外での研究遂行が予定されていないこと。国または独立行政法人等が実施する他の事業や委託事業等を実施または実施予定の場合には、当該事業

との関係に留意すること。

- (4) 帰国後には日本学術振興会が行うフォローアップ調査へ協力が要請される。
- (5) 渡航期間中、応募資格を喪失した場合は研究廃止手続きを行うこと。

<応募書類>

研究計画調書の作成:e-Rad の ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、研究計画調書を作成する

- ①WEB 入力前半部分：研究課題名などを入力
- ②添付ファイル (S-61：PDF ファイル) をアップロードする
- ③WEB 入力後半部分：研究経費、研究費の応募・受入状況の入力

<学内締切>

2018年8月1日 (水)

<応募締切>

2018年8月22日 (水) 16:30 学振必着

※応募書類の提出は、教育・研究支援事務室で行います。

* 募集要項等詳細は、日本学術振興会 Web ページ

(https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/koubo.html) からダウンロードできます。

*8月4日～8月21日は事務休業期間となります。この間は、研究計画調書の確認・却下、ご質問への回答などの対応ができませんので、予めご了承ください。

以 上